

生徒指導規程

神石高原町立油木小学校

第1条【目的】

みんなが楽しく安心して過ごし、成長につながる学校にしていいため、きまりを設ける

- (1) 児童一人一人が落ち着いて学習できる環境をつくる。
- (2) 全教職員が児童の理解を深め、安心して過ごせるようにする。
- (3) 児童・保護者・教職員がよりよい信頼関係を築き、児童を成長に導く。

第2条【始業と下校の時刻について】

- ・始業時刻…8時20分
- ・下校時刻…午後3時20分（木曜日：午後2時30分）
- ・欠席や遅刻をする場合は、8時20分までに保護者が学校に連絡する。

第3条【通学について】

- (1) 通学は通学路をできる限り集団で登下校し、通学途中の寄り道は原則として禁止する。
(やむを得ない場合は、保護者より届け出をしてもらう。)
- (2) 通学距離が4km以上の場合は、バス通学ができる。また、4km未満でも、特別な理由がある場合は、バスが利用できる。（1・2年生は、3km以上でOK）
- (3) 原則として通学は徒歩とする。
- (4) 防犯ブザー・熊鈴を必ず携帯する。（入学後、配布予定。乾電池の交換は保護者負担）

第4条【服装について】

種 別	服装規定内容
制 服	・紺のズボンまたは紺のスカート（スカートの下にタイツ・レギンス可） ・白半そで開襟シャツ、白のカッターシャツ、白の丸襟ブラウス（白ポロシャツ可） ・紺の児童服（ダブル、ノーカラー） ・防寒用ベストまたはセーター可（紺または黒） ・防寒着の着用は可（着用する際は、制服の上から着る）
帽 子	・紺の通学帽子
体操服	・夏用、冬用別（メーカー：ヨット） ・体操帽子は赤白帽
履 物	・登下校は、運動靴（冬季、雨天時は長靴も可） ・上履きは、シューズ ・靴下は、黒・紺・グレー・白を基本とし、安全を考慮して飾りのないものとする。 (ワンポイントは可。柄物は不可。)
名 札	・左の胸につける。
頭 髪	・目にかからない髪の長さとする。 ・髪が肩にかかる長さのときは、黒・紺・茶色の装飾品のないゴムで結ぶ。 ・ピンで髪をとめるときは、黒・紺・茶色の装飾品のないものとする。 ・染色・脱色・ラインを入れるなどの特殊な髪形は禁止する。

第5条【持ち物について】

- (1) 全ての物に名前を記入する。
- (2) 学習に不必要な物は持ってこない。
※不必要な物を持ってきた時は担任が預かり、児童への指導と保護者との連携の後、返却する。
- (3) 筆箱について

- ・鉛筆5本（毎日削る。シャーペンとは不可、宿題も同様）
- ・赤および青鉛筆1本（4年生以上は、赤ボールペンを許可する。キャップ式のみ）
- ・消しゴム1個
- ・ものさし1本（伸びないもの）
- ・名前ペン1本
- ・筆箱1つ

※三角定規、分度器、コンパス、蛍光ペンなどは、各学年の学習状況に応じて、必要な時のみ持参する。

第6条【校外での遊びについて】

以下のことを学校では指導します。

- (1) 遊びにでるときは行き場所と帰る時間を保護者に伝えること。
- (2) 安全に遊ぶこと。
- (3) 自転車に乗車する場合は、ヘルメットを着用すること。
- (4) お金や物品の貸し借りはしないこと。
- (5) 保護者が不在の家の中で遊ばないこと。

第7条【指導と連携】

教育上必要と判断した場合は、特別な指導を行う。

特別な指導（対応の手順）

- (1) 第1の指導…本人への説諭、事実・反省の文章の作成及び保護者との連携を図る。
- (2) 第2の指導…第1の指導をふまえた保護者との面談を行う。
- (3) 第3の指導…第2までの指導をふまえ、本人の成長につながるよう別室指導や関係機関との連携を図る。

附則 本規程は、令和6年4月1日より施行する。